

東京電力ホールディングス株式会社  
代表執行役社長  
小早川 智明 殿

文部科学省研究開発局長  
生川 浩 史

原子力損害賠償紛争解決センターにおける和解仲介への対応等に関する要請

今般、原子力損害賠償紛争解決センター（以下、「センター」という）は、平成31年1月から令和元年12月までの活動に関して「原子力損害賠償紛争解決センター活動状況報告書～令和元年における状況について～」を取りまとめました。

同報告書では、貴社においては、平成29年5月に認定された「新々・総合特別事業計画（第三次計画）」で明記されている「3つの誓い」に従い、センターの実施する和解仲介手続に対し、引き続き真摯な対応が求められるとしております。

こうした点も踏まえ、次の3点について要請します。

1. 貴社がセンターの示す和解案の受諾を拒否したことにより和解仲介手続が打ち切られた案件や、貴社の被害者の方々に対する賠償の姿勢等について、地方公共団体や関係団体から当省に是正を求める要望が寄せられています。また、国会や原子力損害賠償紛争審査会（以下、「審査会」という）においても、貴社に対し、「3つの誓い」を遵守し、被害者の方々に寄り添って賠償するよう累次意見が示されています。

当省は、これまでも貴社に対し、被害者の方々に寄り添った賠償を行うよう繰り返し要請してまいりました。それでもなお、上記のような状況が続くことは、貴社が自ら定めた「3つの誓い」を遵守していないとの疑念を生じさせかねないと、深く憂慮しています。

貴社におかれては、被害者の方々への賠償に当たり、東電福島原発事故により多数の被害者の方々がいまだ苦しめられているという多くの声があることを自覚し、「3つの誓い」を遵守し、被害者の方々に寄り添った賠償を一層進めていただくよう改めて要請します。

2. 審査会が示す中間指針においては、「中間指針に明記されない個別の損害が賠償されないということのないよう留意されることが必要である。東京電力株式会社に対しては、中間指針で明記された損害についてはもちろん、明記されなかった原子力損害も含め、多数の被害者への賠償が可能となるような体制を早急に整えた上で、迅速、公平かつ適正な賠償を行うことを期待する。」ことが示されており、被害者の方々への賠

償に当たって、この考え方に基づいていないと捉えられ得る対応があれば、それは適切ではないと考えています。

貴社におかれては、上記の中間指針等の示す考え方を改めて御認識いただくよう要請します。

3. 本件事故に伴う原子力損害賠償請求権について、被害者の方々の中には、時効期間が経過した時点で貴社が時効を援用し、被害者の方々が損害賠償請求権を行使できなくなるとの危惧が存在し、当省にもそのような声が寄せられているところです。

貴社におかれては、審査会の場やプレスリリースにおいて、時効の完成をもって一律に賠償請求を断ることなく、時効完成後も消滅時効に関して柔軟な対応を行う旨を表明していますが、いずれにしても被害者の方々に寄り添い、損害賠償請求権を行使できなくなるとの危惧を抱かれることのないよう、時効の援用については適切に対応いただくことを要請します。